

衆議院 内閣委員会 議 録 第 八 号

平成二十年四月九日(水曜日)

午後零時五分開議

出席委員

委員長 中野 清君

理事 江崎洋一郎君

理事 櫻田 義孝君

理事 村田 吉隆君

理事 大島 章宏君

理事 赤澤 亮正君

加藤 勝信君

高市 早苗君

土井 亨君

丹羽 秀樹君

市村浩一郎君

楠田 大蔵君

西村智奈美君

石井 啓一君

岡下 信子君

萩生田光一君

泉 健太君

田端 正広君

大塚 拓君

木原 誠二君

戸井田とおる君

中森ふくよ君

西村 明宏君

吉良 州司君

佐々木隆博君

馬淵 澄夫君

吉井 英勝君

内閣副大臣

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣委員会専門員

岸田 文雄君

中川 義雄君

加藤 勝信君

戸井田とおる君

西村 明宏君

杉山 博之君

委員の異動

四月九日

辞任

藤井 勇治君

同日

丹羽 秀樹君

補欠選任

丹羽 秀樹君

補欠選任

藤井 勇治君

四月八日

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

消費者契約法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

同日

憲法九条改悪反対に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第一二五九号)

憲法改悪反対に関する請願(笠井亮君紹介)(第一二六〇号)

憲法の改悪反対、九条を守ることに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第一二六一号)

同(吉井英勝君紹介)(第一二六二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

消費者契約法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○中野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び消費者契約法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。岸田国務大臣。

○岸田国務大臣 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び消費者契約法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

初めに、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

近年、消費生活に関して消費者と事業者との間に生じたいわゆる消費者紛争は増加基調にあり、またその内容も複雑多様化しております。消費者紛争は、その当事者である消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力において格差があることや、一般には被害金額が少額であること等の事情から、訴訟手続のみで被害救済を図るには一定の限界があります。このため、消費者基本法においても苦情の処理のあつせん等における中核的機関として位置づけられている国民生活センターによる裁判外紛争解決手続を整備し、消費者紛争の適正かつ迅速な解決の促進を図っていくこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国民生活センターの目的及び業務に、消費者紛争のうち、その解決が全国的に重要である重要消費者紛争の解決を図ることを追加することとしております。

第二に、重要消費者紛争の解決のための手続を実施するため、国民生活センターに、独立して職権を行う紛争解決委員会を置くものとしております。委員会の委員は、法律または商品もしくは業務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命することとしております。

第三に、委員会は、当事者の双方または一方からの申請に基づき、和解の仲介または仲裁を行うものとし、あわせて、文書、物件の提出要求な

ど、紛争解決手続を実施するために必要な規定を整備することとしております。

第四に、和解仲介手続の利用の特例として、和解仲介手続の申請による時効の中断、和解仲介手続を行う場合の訴訟手続の中止についての規定を設けることとしております。

このほか、結果の概要の公表、和解または仲裁判断に係る義務履行の催告等について必要な規定を整備するものとしております。

続きまして、消費者契約法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

消費者契約法の実効性を確保する方策として、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、事業者等に対し、消費者契約法に規定する不当行為の差しとめ請求をすることができるようものとする消費者契約法の改正法が平成十九年六月から施行されております。これにより、消費者被害の未然防止、拡大防止が図られているところですが、さらに、消費者の利益擁護を図る観点から、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する不当行為についても適格消費者団体が差しとめ請求をすることができるようものとするとともに、適格消費者団体の認定及び監督に係る手続等について所要の規定を整備することとし、法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、消費者契約法につきましては、内閣総理大臣は、適格消費者団体の認定をしようとするときは、所定の事由について公正取引委員会及び経済産業大臣の意見を聞くものとするなど、適格消費者団体の認定及び監督における行政機関相互の連携を図ることとしております。また、内閣総理大臣は、適格消費者団体による差しとめ請求権

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案  
消費者契約法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

の行使状況について、公正取引委員会及び経済産業大臣に伝達するものとして、差しとめ請求権の行使状況に関する情報共有を図ることとしております。その他、文言の修正等の所要の措置を講ずることとしております。

第二に、不当景品類及び不当表示防止法につきましては、適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、商品または役務の内容について著しく優良であると誤認される表示や、商品または役務の取引条件について著しく有利であると誤認される表示をする行為を現に行いまたは行うおそれがあるときは、当該行為の差しとめ請求をすることができるとしております。

第三に、特定商取引に関する法律につきましては、適格消費者団体は、販売業者等が、訪問販売等に関し、不特定かつ多数の者に對して、不実告知等の不当な勧誘行為や、クーリングオフを無意味にするような特約を含む契約の締結等を現に行いまたは行うおそれがあるときは、当該行為の差しとめ請求をすることができるとしてしております。

以上が、これら二法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中野委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○中野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十一日金曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回、来る十一日金曜日委員会を開会すること

とし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

### 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 役員及び職員(第六条―第九条)
- 第三章 業務
  - 第一節 業務の範囲(第十条)
  - 第二節 重要消費者紛争解決手続
    - 第一款 紛争解決委員会(第十一条―第十五条)
    - 第二款 和解の仲介
      - 第一目 手続(第十九条―第二十六条)
      - 第二目 和解仲介手続の利用に係る特例(第二十七条―第二十八条)
    - 第三款 仲裁(第二十九条―第三十三条)
    - 第四款 雑則(第三十四条―第三十九条)
  - 第三節 消費者紛争に関するセンターのその他の業務(第四十条―第四十二条)
- 第四章 利益及び損失の処理の特例等(第四十三条)
- 三章
  - 第五章 雑則(第四十四条―第四十六条)
  - 第六章 罰則(第四十七条―第四十九条)

附則

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に関して消費者個人事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合におけるものを除く。をいう。以下同

じ。又は消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十二条の二第一項に規定する差止請求を行う適格消費者団体(同法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。)と事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。)との間に生じた民事上の紛争をいう。

2 この法律において「重要消費者紛争」とは、消費者紛争のうち、消費者に生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるものをいう。

第三章中、「国民生活に」を「国民生活に」に改め、「行う」の下に「とともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施する」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十条の見出しを削り、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 重要消費者紛争の解決を図ること。

第十六条第二号中「第十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第四十七条 第十五条第一項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第四十条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五章を第六章とする。

第四章中第十五条を第四十六条とし、第十四条を削り、第十三条を第四十五条とし、第十二条を第四十四条とする。

第四章を第五章とする。

第十一条の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第十条」に改め、第三章中同条を第四十三条とする。

第十条の次に次の二節及び章名を加える。

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一款 紛争解決委員会

(設置、権限等)

第十一条 センターに紛争解決委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手続(以下「重要消費者紛争解決手続」と総称する。)の実施その他この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 委員会は、独立してその職権を行う。

(組織)

第十二条 委員会は、委員十五人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命等)

第十三条 委員は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

3 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

4 通則法第二十三条第二項の規定は、委員について準用する。

(委員の任期)

第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、

第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。  
3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の服務等)

第十五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(特別委員)

第十六条 重要消費者紛争解決手続に参与させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、二年とする。

3 第十二条第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条第二項及び前条並びに通則法第二十三条第二項の規定は、特別委員について準用する。

(委員長)

第十七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(会議及び議決)

第十八条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長又は前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員(第二十一条第二項において「委員長代理者」という。)が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## 第二款 和解の仲介

### 第一目 手続

(手続の開始)

第十九条 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介の申請をすることができる。

2 前項の申請は、書面で行わなければならない。

3 次条第一項に規定する仲介委員は、第一項の申請に係る紛争が重要消費者紛争に該当しないと認めるときは、当該申請を却下しなければならない。

4 前項の規定により第一項の申請を却下する決定に不服がある者は、委員会に対し、異議を申し出ることができる。

5 和解の仲介の申請が重要消費者紛争の当事者の一方からされたものであるときは、委員会は、他方の当事者に対し、速やかに、第二項の書面の写しを添えてその旨を通知するとともに、委員会が行う仲介により当該重要消費者紛争の和解による解決を図る意思があるかどうかを確認しなければならない。

(仲介委員)

第二十条 委員会が行う和解の仲介の手続(前条第三項の規定による手続を含む。以下「和解仲介手続」という。)は、一人又は二人以上の仲介委員(和解仲介手続を実施する者をいう。以下同じ。)によって実施する。

2 仲介委員は、事件ごとに、委員又は特別委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、前項の規定により仲介委員を指名するに当たっては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲介委員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。

4 仲介委員は、中立かつ公正な立場において、和解仲介手続を実施しなければならない。

5 二人以上の仲介委員が指名されている場合には、和解仲介手続上の事項は、仲介委員の過半数で決する。

(仲介委員の忌避)

第二十一条 仲介委員について和解仲介手続の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その仲介委員を忌避することができる。

2 仲介委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、委員長(申立てに係る仲介委員が委員長である場合にあっては委員長代理者、委員長及び委員長代理者である場合にあってはあらかじめ委員長長の指名する委員)が行う。

3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲介委員が指名されたことを知った日又は忌避の原因があることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を委員長に提出しなければならない。

4 仲介委員は、第二項の申立てがあつたときは、同項の決定があるまで和解仲介手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(出席及び文書等の提出の要求)

第二十二条 仲介委員は、和解の仲介を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、和解仲介手続への出席又は事件に関係のある文書若しくは物件の提出を求めることができる。

(手続の非公開)

第二十三条 和解仲介手続は、公開しない。

(弁護士等の助言)

第二十四条 仲介委員のうち弁護士がいな場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う和解仲介手続において、仲介委員のうち少なくとも一人が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、和解仲介手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときは、仲介委員は、弁護士である委員又は特別委員の助言を受けるものとする。

(和解案の受諾勧告)

第二十五条 仲介委員は、和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

(手続の終了)

第二十六条 仲介委員は、申請に係る重要消費者紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないことを認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申請をしたと認めるときは、和解仲介手続を終了させなければならない。

2 仲介委員は、和解仲介手続によつては当事者間に和解が成立する見込みがないと認めるときは、和解仲介手続を終了させることができる。

3 仲介委員は、前二項の規定により和解仲介手続を終了させたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

第二目 和解仲介手続の利用に係る特例

(時効の中断)

第二十七条 前条第二項の規定により仲介委員が和解仲介手続を終了させた場合において、和解の仲介の申請をした者が同条第三項の規定による通知を受けた日から一月以内に当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十八条 重要消費者紛争について当該重要消費者紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該重要消費者紛争について、当該重要消費者紛争の当事者間において和解仲介手続が実施されていること。  
二 前号のほか、当該重要消費者紛争の当事者間に和解仲介手続によつて当該重要消費者紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

2 当事者の一方がする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならぬ。

3 第十九条第二項から第四項までの規定は、委員会が行う仲裁の手続について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項の」とあるのは「第二十九條第一項の」と、同条第三項中「次条第一項に規定する仲裁委員」とあるのは「第三十條第一項に規定する仲裁委員」と読み替えるものとする。

30 委員会が行う仲裁の手続(前条第三項において読み替えて準用する第十九条第三項の規定による手続を含む。以下同じ。)は、一人又は二人以上の仲裁委員(当該仲裁の手続を実施する者をいう。以下同じ。)によって実施する。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、委員長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから委員長が指名する。

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士(司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争について行う仲裁の手続の場合にあつては、弁護士又は同条第二項に規定する司法書士)でなければならない。

4 委員長は、第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たつては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘

案し、仲裁委員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。

5 仲裁委員は、中立かつ公正な立場において、仲裁の手続を実施しなければならない。

31 仲裁委員は、仲裁を行うために必要があるとき、当事者に対し、事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

32 仲裁の手続は、公開しない。

33 仲裁委員は、委員会が仲裁を行う場合における仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の適用については、仲裁人とみなす。

34 委員会は、重要消費者紛争解決手続の実施に当たつては、消費者紛争について裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続)の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第一條に規定する裁判外紛争解決手続をいう。

35 委員会は、重要消費者紛争解決手続並びに次条の規定による公表及び第三十七條の規定による勧告の実施に必要な細則について、業務規程を定め、これを公表するものとする。

36 委員会は、和解仲介手続又は仲裁の手続が終了した場合において、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができる。

37 委員会は、和解又は仲裁判断で定められた義務について、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、当該義務の履行に関する勧告をすることができる。

2 前項の場合において、委員会は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。

38 この節(第一款を除く。)の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立て及び行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えの提起をすることができない。

39 この法律に規定するもののほか、委員会、重要消費者紛争解決手続並びに第三十六條の規定による公表及び第三十七條の規定による勧告に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

40 センターは、和解仲介手続によつて重要消費者紛争が解決されなかつた場合において、和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料(重要消費者紛争解決手続において当事者が提出したものを除く。)で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により資料の提供を受けた消費者は、当該資料を同項の訴訟の準備又は追行の用に供する目的以外の目的に利用してはならない。

41 センターは、委員会が行う重要消費者紛争解決手続のほか、消費者から消費者紛争に関する苦情の申出があつた場合には、次に掲

げる業務を行う。

一 当該消費者紛争の実情に即した解決を図るのにふさわしい手続の選択に資する情報を当該消費者に提供すること。

二 当該苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

42 センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に関する情報を有する地方公共団体その他の者に対し、当該情報の提供を依頼することができる。

2 センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認めるときは、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。

43 利益及び損失の処理の特例等

44 利益及び損失の処理の特例等

45 利益及び損失の処理の特例等

46 利益及び損失の処理の特例等

(経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消費者基本法の一部改正)

第六条 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「相談」の下に、「事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決」を加える。

理由

近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争について和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費者契約法等の一部を改正する法律案

消費者契約法等の一部を改正する法律

(消費者契約法の一部改正)

第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条・第十二条の二」に改める。

第二条第二項中「法律」の下に「第四十三條第二項第二号を除く。」を加える。

第十二条に見出しとして「差止請求権」を付し、同条第五項及び第六項を削り、第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

(差止請求の制限)

第十二条の二 前条又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第一

十一条の二の規定による請求(以下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、することができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合  
二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。)が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し、次条第一項の規定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決  
ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断  
ハ 差止請求をする権利(以下「差止請求権」という。)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」という。)を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

2 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。

第十三条第四項中「である事業者等」を削る。  
第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、公正取引委員会の意見を聴くものとする。

第二十三条第四項第二号中「事業者等」に対し「を削り、同項第九号中「事業者等」を「相手方」に改め、同条第五項中「及び内閣総理大臣」を「並びに内閣総理大臣及び公正取引委員会」に改め、「他の適格消費者団体」の下に「及び公正取引委員会」を加え、同条第六項中「第十二条第五項第二号本文を、第十二条の二第一項第二号本文」に改める。

第三十四条第一項第四号中「第十二条第五項第二号本文を、第十二条の二第一項第二号本文」に、「事業者等」を「差止請求に係る相手方」に改め、同項第五号及び同条第三項中「第十二条第五項第二号本文を、第十二条の二第一項第二号本文」に改める。

第三十五条第一項及び第三項中「第十二条第五項第二号本文」を「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。  
第三十八条中「警察庁長官」を「次の各号に掲げる者」に、「第十三条第五項第三号、第四号又は第六号八に該当する」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 公正取引委員会 第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合しない事由又は第三十条第一項第四号に掲げる事由  
二 警察庁長官 第十三条第五項第三号、第四号又は第六号八に該当する事由  
第三十九条第一項中「事業者等」を「差止請求に係る相手方」に改める。

第四十一条第一項中「事業者等」を「者に」に改め、同項ただし書中「事業者等」を「被告となるべき者」に改める。  
第四十三条第二項中「差止請求を、次の各号に掲げる規定による差止請求」に、「第十二条第一項から第四項までに規定する事業者等」の「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を

加える。  
一 第十二条 同条に規定する事業者等の行為  
二 不当景品類及び不当表示防止法第十一条の二 同条に規定する事業者の行為  
第四十五条第一項中「である事業者等」を削る。

第四十六条第一項中「第十二条第五項第二号本文」を「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。  
第四十九条第一項中「事業者等」を「その相手方」に改める。

第二条 消費者契約法の一部を次のように改正する。  
第十二条の二第一項中「又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一條の二」を、「不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一條の二又は特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第五十八條の四から第五十八條の九まで」に改める。

第十五条第二項中「公正取引委員会」の下に「及び経済産業大臣」を加える。  
第二十三条第五項中「内閣総理大臣及び公正取引委員会」を「内閣総理大臣、公正取引委員会及び経済産業大臣」に、「適格消費者団体及び公正取引委員会を、適格消費者団体並びに公正取引委員会及び経済産業大臣」に改める。  
第三十八条第一号中「公正取引委員会」の下に「又は経済産業大臣」を加える。  
第四十三条第二項に次の一号を加える。

三 特定商取引に関する法律第五十八條の四から第五十八條の九まで これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方である販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者(同法第五十八條の七第二項の規定による差止請求に係る訴えにあつては、勧誘者

の行為  
(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)  
第三条 不当景品類及び不当表示防止法昭和三十  
十七年法律第百三十四号)の一部を次のように  
改正する。  
第十一条の次に次の一条を加える。  
(適格消費者団体の差止請求権)  
第十一条の二 消費者契約法(平成十二年法律  
第六十一号)第二条第四項に規定する適格消  
費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一  
般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現  
に行い又は行うおそれがあるときは、当該事  
業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又  
は当該行為が当該各号に規定する表示をした  
ものである旨の周知その他の当該行為の停止  
若しくは予防に必要な措置をとることを請求  
することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容  
について、実際のもの又は当該事業者と競  
争関係にある他の事業者に係るものよりも  
著しく優良であると誤認される表示をする  
こと。  
二 商品又は役務の価格その他の取引条件に  
ついて、実際のもの又は当該事業者と競争  
関係にある他の事業者に係るものよりも取  
引の相手方に著しく有利であると誤認され  
る表示をすること。  
(特定商取引に関する法律の一部改正)  
第四条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年  
法律第五十七号)の一部を次のように改正す  
る。  
目次中「第五章 業務提供誘引販売取引(第  
五十一条 第五十八条の三)」を「第五章 業務  
提供誘引販売取引(第五十一条 第五十八条の  
二 差止請求権(第五十八条の四 第五十八条の十  
三)」に改める。  
第二条第一項中「この章」の下に「及び第五十

八条の四第一項」を加え、同条第二項中「こ  
の章」の下に「及び第五十八条の五」を加え、同条  
第三項中「この章」の下に「及び第五十八条の六  
第一項」を加え、同条第四項中「この章」の下に  
「並びに第五十八条の五」を加える。  
第三十三条第一項中「第六十六条第一項及び」  
を「第五十八条の七第一項及び第三項並びに」に  
改め、「(以下この章)の下に「及び第五十八条の  
七第一項第一号イ」を、「以下この章」の下に  
「及び第五十八条の七第一項第四号を加え、同  
条第二項中「並びに」の下に「第五十八条の七、」  
を加える。  
第四十一条第一項各号列記以外の部分中「こ  
の章」の下に「及び第五十八条の八第一項第一  
号」を加え、同条第二項中「前号」を「同号」  
に改め、同条第二項中「この章」の下に「並びに  
第五十八条の八第一項第一号」を加える。  
第四十二条第一項中「この章」の下に「及び第  
五十八条の八」を加える。  
第四十八条第二項中「この章」の下に「並びに  
第五十八条の八第二項」を加え、「及び次条」を  
「次条及び第五十八条の八第二項」に改める。  
第五十一条第一項中「並びに」の下に「第五十  
八条の九」を、「物品(以下この章)の下に「及び  
第五十八条の九第一項第一号イ」を、「利益(以  
下この章)及び」。以下この章」の下に「及び第五  
十八条の九第一項第三号」を加える。  
第五章の二 差止請求権  
(訪問販売に係る差止請求権)  
第五十八条の四 消費者契約法(平成十二年法  
律第六十一号)第二条第四項に規定する適格  
消費者団体(以下この章において単に「適格消  
費者団体」という。)は、販売業者又は役務提  
供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多  
数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又  
は行うおそれがあるときは、その販売業者又  
は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若  
しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若

しくは除去その他の当該行為の停止若しくは  
予防に必要な措置をとることを請求すること  
ができる。  
一 売買契約若しくは役務提供契約の締結に  
ついて勧誘をするに際し、又は売買契約若  
しくは役務提供契約の申込みの撤回若しく  
は解除を妨げるため、次に掲げる事項につ  
き、不実のことを告げる行為  
イ 商品の種類及びその性能若しくは品質  
又は権利若しくは役務の種類及びこれら  
の内容  
ロ 第六条第一項第二号から第五号までに  
掲げる事項  
ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げ  
る事項  
二 売買契約又は役務提供契約の締結につ  
いて勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げ  
る事項につき、故意に事実を告げない行為  
三 売買契約若しくは役務提供契約を締結さ  
せ、又は売買契約若しくは役務提供契約の  
申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、  
威迫して困惑させる行為  
2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供  
事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結  
するに際し、不特定かつ多数の者との間で次  
に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契  
約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行  
い又は行うおそれがあるときは、その販売業  
者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停  
止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃  
棄若しくは除去その他の当該行為の停止若し  
くは予防に必要な措置をとることを請求する  
ことができる。  
一 第九条第八項(第九条の二第三項におい  
て読み替えて準用する場合を含む。)に規定  
する特約  
二 第十条の規定に反する特約  
(通信販売に係る差止請求権)  
第五十八条の五 適格消費者団体は、販売業者

又は役務提供事業者が、通信販売をする場合  
の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務  
の提供条件について広告をするに際し、不特  
定かつ多数の者に対して当該商品の性能若し  
くは当該権利若しくは当該役務の内容又は当  
該商品若しくは当該権利の売買契約の申込み  
の撤回若しくは解除に関する事項第十五条  
の二第一項ただし書に規定する特約がある場  
合には、その内容を含む。)について、著しく  
事実と相違する表示をし、又は実際のものよ  
りも著しく優良であり、若しくは有利であると  
誤認させるような表示をする行為を現に行  
い又は行うおそれがあるときは、その販売業  
者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停  
止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃  
棄若しくは除去その他の当該行為の停止若し  
くは予防に必要な措置をとることを請求する  
ことができる。  
(電話勧誘販売に係る差止請求権)  
第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者  
又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関  
し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる  
行為を現に行い又は行うおそれがあるとき  
は、その販売業者又は役務提供事業者に対  
し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行  
為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当  
該行為の停止若しくは予防に必要な措置をと  
ることを請求することができる。  
一 売買契約若しくは役務提供契約の締結に  
ついて勧誘をするに際し、又は売買契約若  
しくは役務提供契約の申込みの撤回若しく  
は解除を妨げるため、次に掲げる事項につ  
き、不実のことを告げる行為  
イ 商品の種類及びその性能若しくは品質  
又は権利若しくは役務の種類及びこれら  
の内容  
ロ 第二十一条第一項第二号から第五号ま  
でに掲げる事項  
ハ 第二十一条第一項第六号又は第七号に

又は役務提供事業者が、通信販売をする場合  
の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務  
の提供条件について広告をするに際し、不特  
定かつ多数の者に対して当該商品の性能若し  
くは当該権利若しくは当該役務の内容又は当  
該商品若しくは当該権利の売買契約の申込み  
の撤回若しくは解除に関する事項第十五条  
の二第一項ただし書に規定する特約がある場  
合には、その内容を含む。)について、著しく  
事実と相違する表示をし、又は実際のものよ  
りも著しく優良であり、若しくは有利であると  
誤認させるような表示をする行為を現に行  
い又は行うおそれがあるときは、その販売業  
者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停  
止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃  
棄若しくは除去その他の当該行為の停止若し  
くは予防に必要な措置をとることを請求する  
ことができる。  
(電話勧誘販売に係る差止請求権)  
第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者  
又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関  
し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる  
行為を現に行い又は行うおそれがあるとき  
は、その販売業者又は役務提供事業者に対  
し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行  
為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当  
該行為の停止若しくは予防に必要な措置をと  
ることを請求することができる。  
一 売買契約若しくは役務提供契約の締結に  
ついて勧誘をするに際し、又は売買契約若  
しくは役務提供契約の申込みの撤回若しく  
は解除を妨げるため、次に掲げる事項につ  
き、不実のことを告げる行為  
イ 商品の種類及びその性能若しくは品質  
又は権利若しくは役務の種類及びこれら  
の内容  
ロ 第二十一条第一項第二号から第五号ま  
でに掲げる事項  
ハ 第二十一条第一項第六号又は第七号に

又は役務提供事業者が、通信販売をする場合  
の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務  
の提供条件について広告をするに際し、不特  
定かつ多数の者に対して当該商品の性能若し  
くは当該権利若しくは当該役務の内容又は当  
該商品若しくは当該権利の売買契約の申込み  
の撤回若しくは解除に関する事項第十五条  
の二第一項ただし書に規定する特約がある場  
合には、その内容を含む。)について、著しく  
事実と相違する表示をし、又は実際のものよ  
りも著しく優良であり、若しくは有利であると  
誤認させるような表示をする行為を現に行  
い又は行うおそれがあるときは、その販売業  
者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停  
止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃  
棄若しくは除去その他の当該行為の停止若し  
くは予防に必要な措置をとることを請求する  
ことができる。  
(電話勧誘販売に係る差止請求権)  
第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者  
又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関  
し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる  
行為を現に行い又は行うおそれがあるとき  
は、その販売業者又は役務提供事業者に対  
し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行  
為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当  
該行為の停止若しくは予防に必要な措置をと  
ることを請求することができる。  
一 売買契約若しくは役務提供契約の締結に  
ついて勧誘をするに際し、又は売買契約若  
しくは役務提供契約の申込みの撤回若しく  
は解除を妨げるため、次に掲げる事項につ  
き、不実のことを告げる行為  
イ 商品の種類及びその性能若しくは品質  
又は権利若しくは役務の種類及びこれら  
の内容  
ロ 第二十一条第一項第二号から第五号ま  
でに掲げる事項  
ハ 第二十一条第一項第六号又は第七号に

又は役務提供事業者が、通信販売をする場合  
の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務  
の提供条件について広告をするに際し、不特  
定かつ多数の者に対して当該商品の性能若し  
くは当該権利若しくは当該役務の内容又は当  
該商品若しくは当該権利の売買契約の申込み  
の撤回若しくは解除に関する事項第十五条  
の二第一項ただし書に規定する特約がある場  
合には、その内容を含む。)について、著しく  
事実と相違する表示をし、又は実際のものよ  
りも著しく優良であり、若しくは有利であると  
誤認させるような表示をする行為を現に行  
い又は行うおそれがあるときは、その販売業  
者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停  
止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃  
棄若しくは除去その他の当該行為の停止若し  
くは予防に必要な措置をとることを請求する  
ことができる。  
(電話勧誘販売に係る差止請求権)  
第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者  
又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関  
し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる  
行為を現に行い又は行うおそれがあるとき  
は、その販売業者又は役務提供事業者に対  
し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行  
為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当  
該行為の停止若しくは予防に必要な措置をと  
ることを請求することができる。  
一 売買契約若しくは役務提供契約の締結に  
ついて勧誘をするに際し、又は売買契約若  
しくは役務提供契約の申込みの撤回若しく  
は解除を妨げるため、次に掲げる事項につ  
き、不実のことを告げる行為  
イ 商品の種類及びその性能若しくは品質  
又は権利若しくは役務の種類及びこれら  
の内容  
ロ 第二十一条第一項第二号から第五号ま  
でに掲げる事項  
ハ 第二十一条第一項第六号又は第七号に

掲げる事項

二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為  
三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第二十四条第八項に規定する特約  
二 第二十五条の規定に反する特約  
(連鎖販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の七 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第三項において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業

に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為  
イ 商品(施設)を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第四号において同じ。の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項  
一 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号イ又はロに掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為  
四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る商品の性能若しくは品質若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売業に係る特定利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為  
2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

3

適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十条第四項に規定する特約  
二 第四十条の二第六項に規定する特約  
(特定継続的役務提供に係る差止請求権)  
第五十八条の八 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為  
二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為  
イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果(権利の場合)にあつては、当該権利に係る役務の効果  
ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質  
ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項  
ニ 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項  
三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為  
四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2

適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に対し、当該行為の停止若

提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為  
二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為  
イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果(権利の場合)にあつては、当該権利に係る役務の効果  
ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質  
ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項  
ニ 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項  
三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為  
四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十八条第八項に規定する特約  
二 第四十九条第七項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する特約

(業務提供誘引販売取引に係る差止請求権)  
第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供誘引販売取引を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売取引を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約(その業務提供誘引販売取引に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為  
イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容  
ロ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げる

平成二十年五月一日印刷

ため、威迫して困惑させる行為

三 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売取引に係る業務提供利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為  
四 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売取引を行う者が、業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売取引を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第五十八条第四項に規定する特約  
二 第五十八条の三第一項又は第二項の規定に反する特約  
(適用除外)  
第五十八条の十 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。  
一 第二十六条第一項 第五十八条の四から第五十八条の六まで  
二 第二十六条第五項 第五十八条の四  
三 第二十六条第六項 第五十八条の六

四 第二十六条第七項 第五十八条の四第二項(第二号に係る部分に限る。)及び第五十八条の六第二項(第二号に係る部分に限る。)  
五 第四十条の二第七項 第五十八条の七第三項(第二号に掲げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。)  
六 第五十条第一項 第五十八条の八  
七 第五十条第二項 第五十八条の八第二項(第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定に反するものに係る部分に限る。  
八 第五十八条の三第三項 前条第二項(第二号に係る部分に限る。)

平成二十年五月二日発行

四 第二十六条第七項 第五十八条の四第二項(第二号に係る部分に限る。)及び第五十八条の六第二項(第二号に係る部分に限る。)  
五 第四十条の二第七項 第五十八条の七第三項(第二号に掲げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。)  
六 第五十条第一項 第五十八条の八  
七 第五十条第二項 第五十八条の八第二項(第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定に反するものに係る部分に限る。  
八 第五十八条の三第三項 前条第二項(第二号に係る部分に限る。)

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から施行する。  
(経過措置)  
2 第一条又は第二条の規定の施行前にされた消費者契約法第十三条第一項の認定の申請並びに同法第十九条第三項及び第二十条第三項の認可の申請に係る認定及び認可に関する手続については、それぞれ第一条又は第二条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
3 第一条又は第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ第一条又は第二条の規定による改正後の消費者契約法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由  
消費者被害の発生又は拡大を防止するため、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、不

当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する消費者の取引上の判断を誤らせる不当な行為等についても差止請求をすることができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A